

藤田 勇 著

ソビエト法史研究

東京大学出版会

著者略歴

1925年 朝鮮羅南に生れる。

1952年 東京大学法学部卒業。

現 在 東京大学教授。

主要著書

「社会主義的所有と契約」(1958年, 東京大学出版会)

「ソビエト法理論史研究」(1968年, 岩波書店)

「法と経済の一般理論」(1974年, 日本評論社)

「社会主義における国家と民主主義」(1975年, 大月書店)

「社会主義社会論」(1980年, 東京大学出版会)

現住所

横浜市戸塚区小雀町 165-1

ソビエト法史研究

1982年12月20日 初 版

[検印廃止]

著 者 ^{ふじた いさむ} 藤田 勇◎

発行所 財団法人 東京大学出版会

代 表 者 江村 稔

113 東京都文京区本郷 7-3-1 東大構内

電話 (811) 8814・振替東京 6-59964

印刷所 株式会社理想社印刷所

製本所 牧製本印刷株式会社

3032-33605-5149

は し が き

本書は、一九六八年から一九八一年にいたる間に私が発表した論文のうち、主としてソビエト法およびソビエト法思想の史的展開に関するものを集めた論文集である。

一九五六年以降、私たちの上にはかの「三〇年代問題」もしくは「スターリン問題」が重くのしかかっていた。私の場合、独自の学問環境との関係もあって、何よりもまず、一九三〇年代のソ連における法学方法論の転換の内容と性格（「二〇年代マルクス主義法理論」との清算主義的断絶と「ソビエト社会主義法学」の成立）の分析にとりくみ、六八年にその成果を刊行した『ソビエト法理論史研究・一九一七—一九三八年——ロシア革命とマルクス主義法学方法論』（岩波書店）。そこでは、当然のことながら、「二〇年代マルクス主義法理論」の学問的性格の解明にかなりの比重が与えられたが、一九一七年—一八年の革命期における変革主体の法把握については、「二〇年代におけるマルクス主義法理論の本格的展開の理論的前提を確かめておく」（同書一七頁）という限りで予備的考察の対象とするとどまっていた。六八年に江口朴郎編『ロシア革命の研究』（中央公論社）に参加して本書の第一章の論文を書くことになり、それを契機に、私は前記の残された課題の遂行をも念頭において「ロシア革命と法」というテーマに取りくむことを思い立った。

その頃から私の研究の主たるモチーフとなってきたのは、変革主体の構想と変革の具体的・歴史的与件との、そして具体的諸条件のもとでの実践的選択として成立した社会的諸形態とその理論的・思想的意味づけとの相關関係の考察である。六八年の研究で「二〇年代マルクス主義法理論」がそのさまざまな弱点にもかかわらず孕んでいた方法

的前進の可能性に着目した視点は、ここでは、ロシア革命の過程で提起されていた、そしてなお現代的意味を失っていないさまざまな選択の可能性および当時における選択の幅の歴史的限界についての関心へと動いている。それは、「三〇年代問題」をいわば開かれた方向で考えようとする問題意識の流れを示しているといえよう（一九七五年にまとめた『社会主義における国家と民主主義』（大月書店）はこの流れに沿っている）。

このテーマでの研究の推進は、六九年以降新たに法学方法論の研究にとりくむことをよぎなくされたこともあって、今日にいたるまで渋滞し続けているが、執筆目的は一樣でないとはいえ、みぎの課題を念頭においていくつかの論文を書いた。本書の第一部に収めたものがそれである。Ⅲ、Ⅳの論文は、革命期以降の展開の考察を含んでいるけれども、革命期の問題（問題の端初）に力点をおいている。

六八年の研究で私がとりくんだ「三〇年代問題」は、そのより大きな射程をもつ「現代社会主義問題」へと展開する（著者の『社会主義社会論』（東京大学出版会、一九八〇年）はこれに対する著者なりの対応である）。本書の第三部に収めた二つの論文は、一九三〇年代に成型されたソビエト法の構造が五六年以降どのように変化するか、変化の質はどのようなものかを確かめることを主眼としており、五六年以降の諸「改革」の方向・性格の分析を課題としている。いいかえれば、「三〇年代問題」の展開としての「現代社会主義問題」のいわば具体的・歴史的研究のひとつまとしての意味をもっている。これらの論文をソビエト法史研究と題する本書の第三部として収録したのは、そのためである。

六〇年代には、私は、たとえば二〇年代のマルクス主義法理論の展開について、その時代的性格の解明に努めると同時に、それがマルクス主義法学の発展という観点からみて豊かな可能性を内蔵していた点を重視した。それは、マルクス主義法学の方法的基礎の究明という問題関心が私の理論史研究の一つの柱となっていたからである。そのご、ソビエト法理論史をその展開の一時代として含むマルクス主義国家・法理論史の全体像の把握という課題に当面した

こと『マルクス主義法学講座』（日本評論社、一九七六～八〇年）の編集と関連して、「二〇年代ソビエト法理論」についてもその特殊に歴史的な性格により大きな関心を払うようになった。この視点に立ったとき、六八年の研究における不足の面が強く意識されてきた。その一つは、六八年の研究では、ソビエト法理論が法の一般理論に収斂された姿で扱われており、社会科学の他の諸領域の問題状況や「イデオロギー戦線」全体の状況との関連には注意が払われているのに対して、現実の法的諸関係・諸過程と密着して動いている実定法学諸領域の史的展開との関連が吟味されていない、という点である。そこで、一九二〇年代に革命後はじめて実定法体系（多くの点で今日のソビエト法の原形式がそこにみられる）が形成され、これに対応してソビエト法学が本格的に成立する過程をあらためて検討してみることが必要となった。そのことによって、ソビエト法理論を法理論の一つの歴史的形態としてとらえる視点もより具体化される。本書第二部の三つの論文（もともと一つの論文を三つに分割したもの）はそうした研究への着手を印づけるものである。

本書に収録した諸論文は、それぞれの課題に対する私の最初のアプローチの所産であり、さまざまな意味において未完の研究である。そうした研究の一束として本書は読者に提示される。これによってソビエト法史の全体像が浮んでくるわけではない。とりわけ、本書の構成からも判然とするように、私の六〇年代以降の研究の出発点をなす「三〇年代問題」に、あるいは私が現代ソビエト法の原型成立期と考えている三〇年代法体制の本格的研究に、六八年以降立ち帰っていないことが気を重くする。それにもかかわらず、上述したような、この十数年間の、ひとすじに緬い合された問題意識で進めてきた私の研究の主要な一側面に、論文集という形を与え、同学の人びとの批判を仰ぐことによって研究過程の一つの区切りをつけることは、それなりに意味のあることと考える。ここに収録された諸論文で着手した研究をすべて私一人の力で完成することはもとと不可能であるし、また私としては新しい研究課題に立ちむかいたい欲求もあり、その計画もある。そういうわけで、この分野の研究の発展にとって一つの踏台になればと希

ってこれを送りだす次第である。

本書に収録した論文のうち比較的古い時期のものについては、関連主題についてさまざまな研究が発表されており、私自身の研究にもいくらかの進展があった。それらをふまえて原論文に大幅に手を加えることも考えないわけではなかったが、結論的には原論文の形をくずさない方針をとり、新しい文献の参照を求める記述や内容上の長短の補足を補注の形で挿入することにした（*印のものと枝番号の注）。なお、原論文について行った、一書に編むために必要とされる最小限の技術的修正（用語法、注記法の変更や「はしがき」の一部変更）と若干の統計数字、文言・字句の変更・挿入は、過度に煩瑣にならないかぎりで「」や*印で示してある。

本書の出版については、東京大学出版会の菅野勝氏にたいへんお世話になった。同氏の穏やかながら間断のない態度によってはじめ、これは本になったといっても過言ではない。心からの感謝の意をここに記させていただきたい。なお、校正について協力していただいた佐藤尚史氏にもこの場をかりてあつくお礼申し上げたい。

一九八二年十月三十一日

藤田 勇

初 出 一 覧

収録した論文の初出の掲載誌・論文集は次のとおりである。

- I 「ロシア革命における国家と法」——江口朴郎編『ロシア革命の研究』、中央公論社、一九六八年。
- II 「十月革命における人民裁判所の形成過程」——社会科学研究、二〇巻五・六号、一九六九年。
- III 「ロシア革命と基本的人権」——東京大学社会科学研究所編『基本的人権』第三巻、東京大学出版会、一九六八年。
- IV 「社会主義変革と相続法」——『講座家族』第五巻、弘文堂、一九七四年。
- V 「革命的適法性概念の成立過程をめぐって」——社会科学研究、三一巻二号、一九七九年。
- VI 「初期ソビエト民法理論における階級原理・計画原理と等価原理」——社会科学研究、三三巻一号、一九八一年。
- VII 「初期ソビエト刑法理論における階級原理と等価原理」——社会科学研究、三三巻四号、一九八一年。
- VIII 「ソ連における経済改革と法」——社会科学研究、二五巻五号、一九七四年、二七巻一号、一九七五年。
- IX 「第二〇回党大会と社会主義的適法性路線の展開」——東京大学社会科学研究所編『現代社会主義——その多元的諸相』、東京大学出版会、一九七七年。

目次

はしがき

第一部

I ロシア革命における国家と法……………三

——その一側面にかんする予備的考察——

はじめに……………三

一 プロレタリア革命コースの確定とソビエト権力形態の定着……………五

二 プロレタリア独裁の政治形態としてのソビエト型の独自性……………二〇

三 十月革命における裁判と法……………四

むすび……………五

II 十月革命における人民裁判所の形成過程……………五

——裁判所にかんする布告第一号の成立をめぐって——

はじめに……………五

一 下からの直接的イニシャティヴによる革命裁判所の形成……………六

1 一般的状況(六三)／2 経過(六五)／3 革命(人民)裁判所の組織方法と人的

構成(六六)／4 革命(人民)裁判所の活動(六六)

二 裁判所にかんする布告第一号の成立過程……………七五

1 立法作業の経過(六七)／2 旧裁判所廃止問題(六七)／3 新しい裁判所の組織
方法の問題(六八)

三 裁判所にかんする布告第一号にもとづく地方人民裁判所の形成……………九

1 布告にたいする旧法曹の抵抗(九七)／2 旧裁判機構の解体と新しい裁判所の
組織(一〇〇)／3 新しい裁判所の活動における裁判基準(一二三)

III ロシア革命と基本的人権……………二九

はじめに……………二九

一 「勤労・被搾取人民の権利」の確立過程……………三〇

1 ロシア革命における過程の一般的特徴(三〇)／2 権力・所有関係の変革と階
級的権利(三三)

二 一九一八年憲法における自由権……………三三

三 展望——「勤労・被搾取人民の権利」から「市民の基本的権利・義務」へ……………三六

IV 社会主義変革と相続法……………三七

はじめに……………三七

一 私的所有の廃絶過程と相続制度の変革……………三七

1 ロシア革命における「相統の廃止」(二七五)／2 相統制度の「復活」(二八四)／3 農民的所有形態の変革と相統(二八六)	
二 社会主義のもとでの個人的所有と相統	二九四

個人的所有カテゴリーの確立と相統の意味づけの転換(二九四)／2 新しい段階の相統制度(三〇一)

第二部

V 革命的適法性概念の成立過程をめぐって	三二一
----------------------	-----

はじめに	三二一
------	-----

一 革命的適法性概念の登場	三二五
---------------	-----

二 革命的適法性概念の論理構造	三三〇
-----------------	-----

1 問題の所在(三三〇)／2 適法性概念について(三三三)／3 「革命的」という規定の意味(三四六)

VI 初期ソビエト民法理論における階級原理・計画原理と等価原理	三六七
---------------------------------	-----

はじめに	三六七
------	-----

一 民法における階級原理	三七一
--------------	-----

1 社会機能説的階級原理(三七二)／2 社会関係説的階級原理(三七七)

二 計画原理と等価原理	三八三
-------------	-----

1 「私法」的・「公法」的規制論(二六三)／2 計画原理と交換原理(二六四)／3 社会主義建設と民法形態(二六六)／4 「国家的所有の商品形態」説(二六九)	二六九
三 民法(経済法)学の転換	二七〇

VII 初期ソビエト刑法理論における階級原理と等価原理

はじめに	二七〇
------	-----

一 犯罪・刑罰の階級性をめぐって	二七〇
------------------	-----

1 階級的社會防衛論(二七五)／2 過渡期の犯罪現象の性格について(二八〇)／3 過渡期の社會防衛処分の性格について(二八〇)／4 主体の階級的所屬と行為の階級的性格(二八三)	二七〇
--	-----

二 刑法における等価原理をめぐって	二七二
-------------------	-----

1 商品形態と刑法形態(二七五)／2 パシユカーニス理論の影響とそれに対する批判(二七六)	二七二
---	-----

三 等価原理の廃絶か存続か	二七五
---------------	-----

——再建期の刑事政策にかんする路線対抗——	二七五
むすびにかえて	二七四

第三部

VIII ソ連における経済改革と法

はじめに	二八二
------	-----

IX 第二〇回党大会と社会主義的適法性路線の展開

一 「経済的方法」と計画化方式の転換	三六五
二 「全面的経済計算制」と企業の法的主体性	三六三
三 計画と契約	三六五
四 工業管理機構の再編	三七一
——「経済的方法」と生産の集中——	
五 経済改革と労働者集団の地位	三八〇
六 経済改革と国家的所有論の再検討	三八一
はじめに	四〇三
一 政治改革の起点	四〇五
二 適法性強化路線の展開	四二一
三 「社会主義的適法性国家」への志向	四二六

第一部

I ロシア革命における国家と法

——その一側面にかんする予備的考察——

はじめに

あたえられた課題に正面からとりくむためには、革命における社会諸過程の総括としての政治過程それ自体を克明に追跡する龐大な作業が必要とされる。いつかは、そうしたかたちで、ロシア革命における国家と法という問題に正面からとりくんでみたいと考えてはいるが、ここはその場所ではないし、筆者にそれだけの準備もできていない。そこで、本稿では、あらかじめ課題をつぎのようなごく限定されたものにしておきたい。すなわち、一九一七年一〇月のプロレタリアートによる権力獲得以後における国家と法の破壊・創造プロセスを、一定の視角のもとに裁断し、そこに伏在する若干の問題をとりだしてみる、という課題である。

一定の視角のもとに、というのは、この破壊・創造プロセスのなかで、どのような権力形態が、どのような法のあり方が、新しいものとして選**び**ど**ら**れたか、あるいは、選**び**とられようとしたか、を検討するという視角である。新しいものとは、いうまでもなく、革命がほかならぬプロレタリア革命であることに対応すべき新しい歴史的形態、という意味である。この場合、問題は、社会的・政治的諸過程の一定の帰結として成型された権力・法の存在形態を、ただそのものとして析出することにだけあるのではない。革命・反革命の階級諸力のぬきさしならぬ格闘の状況下で、

この状況に規定されつつ、しかもこの状況を左右しようと意図しつつ提起された変革の諸構想の対抗のなかで、どのようにして一定の変革形態が歴史的に選択され、定着するにいたったか、が問題である。ただ、ここでは、史料の制約もあって、諸構想の対抗の姿（それへの階級的諸対抗の客観的な反映の論理）はなお充分に明らかにしえないので、変革の主導的構想が革命の諸過程のなかで、どのようなかたちで、どのような変形をともしつつ、現実化されていたか、という点に考察の重点をおかざるをえない。^{*}

^{*} 原論文は以下に考察対象の限定について次のようにのべているが、とくにその後半部分はこの論文が江口朴郎編『ロシア革命の研究』（中央公論社、一九六八年）の一構成部分として執筆されたことと関連するものである。

——このような視角から国家と法の革命的破壊・創造プロセスを裁断してみようとするのであるが、この場合、本稿では、このプロセスの外延・内包をつぎのように限定しておきたい。まず第一に、立法という形式をメルクマールとすれば、それは、およそつぎのような時期にわたるプロセスである。すなわち、「一九一七年一〇月二五日―二六日の第二回全ロシア労働者・兵士ソビエト大会を起点とする、いわゆる「十月の諸布告」に表現された変革の諸政策が、一八年一月の「勤労・被搾取人民の権利宣言」によって基本的に総括され、これを基礎としつつ、同年七月、世界最初のプロレタリア憲法によって体系化されたかたちで認証されるとともに、さらに、一八年一〇月―十二月の法典編纂によって新しい権利体系に具体化されようとするにいたる、ほぼ一年のプロセスである。これを、変革の内容に即していえば、このプロセスは、(イ)せまい意味での権力機構の変革のプロセス、(ロ)所有関係の変革のプロセス、(ハ)法イデオロギーの変革のプロセス、をふくむ。国家と法の革命的破壊・創造過程を対象とするという場合、これらはいずれもその本質的モメントをなすものであって、本来、そのいずれをも除外することはできないものである。にもかかわらず、ここでは、つぎのような理由から、この点についても対象を大きく限定せざるをえない。第一に、所有関係の変革は、ほかならぬ国家自身が生産手段の所有主体、生産の組織主体となる過程であり、権力機構の一定の形態の歴史的選択を検討するさいの重要な分析対象であるが、本書では荒田・門脇・庄野各氏の論文（本書第三部第三章「農村における変革過程」、第四章一および二「経済における変革過程」）がそれをあつかうので、重複をさけるために、ここではそれを対象からはずすことにする。第二に、法イデオロギーの変革については、本来、権力・所有関係変革のプロセスの媒介・表現形